

## 学習用タブレット端末等の利用について

### 1 学習用タブレット端末等の導入背景・目的

三鷹市では「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成するため、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育により、連続性と系統性のある質の高い学びの提供に努めてきました。今後は、変化の激しい予測困難な時代に対応できるよう、これまでの取り組みを一層推進し、「個別最適化された学び」を実現するとともに、どのような状況でも自律的な学習ができる子どもを育成します。この度、これらの実現に向けた取り組みの一つとして、市立小・中学校の児童・生徒に1人1台学習用タブレット端末等を整備し、効果的な活用を通じ、児童・生徒の学習状況や興味・関心などに応じた学びを行い、学力の確実な習得を目指します。

### 2 学習用タブレット端末等の利用について

#### (1) 学習用タブレット端末等の借用書・返却用紙について

学習用タブレット端末等（ケース、充電器、キーボードなどの付属品を含む。）は上記目的のために学校から保護者に貸し出すものです。学習用タブレット端末等の受け取りの際には、別紙「学習用タブレット端末等の借用に関する同意書」の提出をお願いします。また、転出、卒業などにより児童・生徒の在籍期間が終了する前までに、学校の指示により、遅滞なく学習用タブレット端末等を学校に返却してください。返却の際には、別紙「学習用タブレット端末等返却用紙」の提出をお願いします。

#### (2) 毎日の充電について

学習用タブレット端末はご家庭で充電の上、学校の指示に従い、学校に持って来てください。  
また、バッテリーの劣化につながる恐れがあるため、充電しながらの利用は控えてください。

#### (3) 安心して利用いただくための取り組み

必要なアプリの利用や、紛失時の操作ロックの設定等を行い、安心して利用していただくために、一律に学習用タブレット端末を管理できるMDM(Mobile Device Management)サービスを導入しています。

以下の内容等について一括で設定を行います。

- ア 授業で使うアプリを一斉に配信します。
- イ 教育活動に必要なアプリや機能のみ表示されます。
- ウ 学習用タブレット端末の紛失時には、遠隔で操作ロックやタブレット本体の初期化を行います。
- エ WEBサイトへのフィルタリングを導入し、有害なインターネットサイトへの接続、閲覧を管理・制限します。
- カ USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続を制限します。

#### (4) ご家庭での利用にあたって

##### ア ルールについて

別に定める「三鷹市立小・中学校タブレット端末活用のルールについて」に基づき、適切な利用をお願いします。

##### イ 無線LAN(Wi-Fi)の設定について

学習用タブレット端末の毎月の利用データ量は基本的に1人あたり3GB(学校やご家庭等の無線LAN(Wi-Fiを除く。))となります。3GBを超えた場合、通信速度制限(送受信最大128kbps)が発生することがありますので、毎月の利用データ量を超えないよう、ご利用ください。ご家庭に無線LAN(Wi-Fi)がある場合は学習用タブレット端末に設定し、無線LAN(Wi-Fi)でご利用ください。

##### ウ ログインパスワード等の設定について

学習用タブレット端末のログインパスワード等については、学校にて子どもたちに設定方法を説明します。保護者の方は、子どもたちと一緒にご家庭で確認し、設定するようお願いします。

##### エ 目的外利用等の対応について

本通知、別に定める「三鷹市立小・中学校「タブレット端末活用のルール」について」及びその他学校の指示に従い、学習活動のためにご利用いただくようお願いします。これらに違反した場合は、学習用タブレット端末の利用が

できなくなる場合があります。万一、学習用タブレット端末を使用して違法な書込みをした場合等、その他第三者の権利侵害・トラブル等が生じた場合、市及び学校側では一切責任を負いかねますので、ルールに基づいた利用をお願いします。

オ 学習用タブレット端末等は国内での利用をお願いします。

カ 学習支援クラウドサービス「G Suite for Education」は、学習用タブレット端末のみで利用するようにお願いします。

### 3 保守運用について

(1) 学習用タブレット端末の補償費用の一部として、3,960円/年のご負担をお願いします（年度途中での転入出などの際には、利用月数に応じて、330円/月のご負担をお願いします。）。お支払い方法は、別途学校よりご連絡します。

(2) 故障時は学校へご連絡いただき、「テプラに記載の番号」「症状（※）」をお伝えください。

※故障がどのような状態か、いつから、何をきっかけに発生したか等

(3) 盗難・紛失時は学校へご連絡ください。学校にて、画面ロック等の紛失時用設定の手配を行います。

端末が見つからなかった場合、警察へ届出（遺失届受理番号の取得）が必要となりますので、最寄りの交番又は警察署に遺失届出書を提出し、受理番号を受領してください。その後、学校へ「紛失時期」、「紛失場所」、「届け出た警察署（交番名）」、「受理番号」をお伝えください。

(4) 学習用タブレット端末の改造、故意の破損や海外での利用による不具合については、補償対象外となり、必要となる修理等について実費をご負担いただきます。

(5) ケース、充電器の破損・紛失等の場合は代替品を購入いただくこととなります。購入については、学校からの申し込みとなりますので、学校へご連絡ください。

(6) キーボードについては、補償範囲外となる破損時及び紛失時には、購入費をご負担いただくこととなります。代替品の購入については、学校からの申し込みとなりますので、学校へご連絡ください。

### 4 個人情報の取扱いについて

学習用タブレット端末の利用により、児童・生徒の特性に合わせた学習活動を進めていきます。

つきましては、今後得られる学習情報などの個人情報につきましても、三鷹市個人情報保護条例に基づき、上記個人情報の利用目的のため利用等（電子計算組織に記録されることを含みます。）をいたしますので、ご理解ください。

なお、学習支援クラウドサービスのデータ保存先について、高いセキュリティ（ISMS 認証並びに米国の認定機関である ANBA による ISO/IEC27001：2005 などの認定を受けています。）のもと運用されており、国の基準（文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和元年12月版）」）に準拠するものであるとともに、学習用タブレット端末の導入に伴う学習支援クラウドサービスの利用について、三鷹市個人情報保護委員会に諮問をし、異議がない旨の答申を受けています。

### 5 情報リテラシーと情報モラルについて

1人1台の学習用タブレット端末を利用するにあたり、ICTの利便性だけではなく、その危険性も十分理解し、正しく活用することが重要となります。

タブレットの利用については、校内において、情報リテラシーと情報モラルの教育も図りながら、活用を促進してまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

#### <参考>

・情報モラルに関する指導の充実に資する動画教材、スライド資料 等（出典：文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm)

・スマホ・ケータイ安全教室 教材、スライド資料（出典：NTTドコモ）

[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual\\_download/beginner.html](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual_download/beginner.html)



### 6 問い合わせ窓口

学習用タブレット端末の全般に関する問い合わせ先：

三鷹市立第二小学校

電話0422-32-3231

（担当：副校長 小板橋 義夫）